

「みちのく夢プラザ」イベントコーナー利用要領

(趣旨)

第1 この要領は、「みちのく夢プラザ」催事コーナー及び情報案内コーナー（以下「イベントコーナー」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2 イベントコーナーを利用できる者は、青森県、岩手県及び秋田県の観光の振興、物産の振興等に資するものであり、これに関係した催事を行う者で北東北三県福岡合同事務所運営協議会会長（以下「会長」という。）が認める者とする。

(利用申し込み)

第3 イベントコーナーの利用を希望する者は、原則として実施を希望する1ヶ月前までにイベントコーナー申込書（別紙様式）により、会長に利用申し込みをするものとする。

(利用者の調整、通知)

第4 会長は、前条の規定による利用申し込みを受け付けたときは、利用期間、利用内容等を調整したうえで利用者を決定し通知するものとする。

(使用目的の指定等)

第5 利用者は、会長から許可を受けた内容以外の利用を行ってはならない。また、使用权の譲渡、転貸をしてならない。

(イベントの運営)

第6 イベントの運営は、利用者が行うものとする。

(利用条件)

第7 利用条件は、次のとおりとする。

- ① 利用者は、イベントの実施及び施設利用に際し会長の指示に従うものとする。
- ② 利用者は、原則としてイベント期間中、商品の説明等に従事する説明員を配置するものとする。
- ③ 利用者は、次に掲げる業務を行うものとする。但し、やむを得ない理由により行うことができない場合には、会長と協議するものとする。
 - a プライスカードの作成、掲示
 - b 荷受け
 - c 販売台、陳列棚の設置
 - d 商品陳列、ディスプレイ設置
 - e 釣り銭の準備
 - f 商品の販売、金銭管理
 - g 領収書の準備、発行
 - h 販売台、陳列棚の整理
 - i 商品梱包、ディスプレイ撤去
 - j 返送品の発送
- ④ 施設内への機材等の搬入、搬出及びイベントの開催、運営に要する経費については利用者の負担

とする。

- ⑤ 会長は、施設の管理運営上必要とする場合は、利用者に対し利用物の移動、撤去、交換等を命ずることがある。
- ⑥ 利用者は、アンテナショップ運営業務受託者より、イベントに係る包装資材・その他の消耗品の提供を受けることができる。

2 販売手数料

(1) 利用者は、包装資材・その他の消耗品の購入原資に充てるため、アンテナショップ運営業務受託者の求めにより、イベントコーナー利用に係る売上の2%で、一日の上限5,000円の範囲内で手数料を支払うものとする。

(2) 販売手数料の徴収方法

販売手数料の徴収方法は、次条に定めるアンテナショップ運営業務受託者が管理する売上金を各出展業者に送金する際に、上記販売手数料を差し引いて送金する方法により徴収するものとする。

(3) 手数料徴収の例外

次に例示するものについては手数料を徴収しないこととする。

- ①北東北三県福岡合同事務所運営協議会が主催するイベントに参加するための利用者
- ②販売を目的としない利用者
- ③その他、北東北三県福岡合同事務所運営協議会長が徴収する必要がないと認める者
(売上金)

第8 利用者のうち販売行為を行うものにあつては、各日の売上金をみちのく夢プラザアンテナショップのレジに入金することを原則とする。但し、やむを得ない理由により入金することができない場合(クレジットカードによる売上げ、売り掛け等の場合)は、各日の売上金額を会長に報告するものとする。

(利用期間)

第9 利用期間は原則として1週間以内とする。

(施設の維持保全)

第10 利用者は、利用施設を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

- 2 利用者の責に帰すべき理由により、施設内の設備、備品等の破損、損傷が生じた場合、利用者は原状回復の責任を負うものとする。

(事故防止及び損害賠償)

第11 利用者は、イベントに起因する事故等の防止に努めるものとし、発生した事故等による損害についてその責任を負うものとする。

(許可の取消し)

第12 次の各号の一に該当するときは、この利用を取り消す。

- (1) この要領の規定に違反したとき
- (2) 不正の方法により許可を受けたとき

- 2 前項の取消しによって、利用者が損害を受けることがあつても協議会はこれを賠償しない。

(返還)

第13 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条第一項の規定により許可の取り消しを受けた場合には、利用施設を原状に復して返還しなければならない。

(その他)

第14 会長は、この要領に定めるもののほか、イベントコーナーの利用に関し必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。